

○第19回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和4年11月21日（月）14：00～15：05

議事概要：

（1）農薬（ピジフルメトフェン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピジフルメトフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.099 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、小麦及び大麦に使用します。今回、かんきつ及びりんごへの新規登録申請並びにインポートトレランス設定（てんさい、こまつな等）の要請がされています。

（2）農薬（ピリベンカルブ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピリベンカルブの許容一日摂取量（ADI）を0.039 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.1 mg/kg体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ぶどう、なす等に使用します。今回、はなやさい類への適用拡大申請及び畜産物への基準値設定の要請がされています。